

解禁日：有（令和 年 月 日） ・ 無

令和8年3月31日

報道関係者 様

守口市報道提供資料（職員の懲戒処分について）

本市職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1 被処分者及び処分内容

所属	役職	処分事由	処分内容
市長部局	主任級	・ 個人情報漏洩 ・ 公文書を適切に保管せず紛失 ・ 公文書誤廃棄	減給 10 分の 1（1 か月）

2 処分日

令和8年3月30日

3 事案の概要

- ・ 個人情報漏洩…住民票の写しの誤交付
- ・ 公文書を適切に保管せず紛失…出生届の紛失
- ・ 公文書誤廃棄…保存年限満了前の公文書の誤廃棄

4 処分理由

書類の確認や定められた手続を怠ったことにより「3 事案の概要」記載の事案を引き起こした。これらは、重大なサービス違反であり、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分の事由に該当する。また、複数の事案の非違行為を行っていることを踏まえて懲戒処分を行った。

問合せ 守口市総務部人事課
電話 06-6992-1408（直通）